

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十五年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）石木町ショッピングセンター（A区画）

所在地 奈良市石木町七七番地ほか三二筆

二 奈良市から聴取した意見の概要

各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十五年三月二十六日から同年四月二十六日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで